

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

改正する件

告 示

○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を

告 示

福島県告示第百八十三号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年三月二十九日から施行する。
平成二十三年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

表中

報酬、給料、職員手当等、共済費、
恩給及び退職年金、賃金、報償費
(物品購入に係るものを除く。)
並びに旅費に係る支出負担行為に
関する確認を行うこと。

福島県財務規則別表第六の上欄に掲
げる総室、局、課等の所管に属する
事務に関する上欄に掲げる事務及び
福島県北地方振興局の所管区域内
に所在する公所の長の所管に属する
事務に関する上欄に掲げる事務

を

報酬、給料、職員手当等、共済費、
恩給及び退職年金、賃金、報償費
(物品購入に係るものを除く。)
並びに旅費に係る支出負担行為に
関する確認を行うこと。

福島県行政組織規則(平成十五年福
島県規則第二十四号)第七条第一項
の表の中欄に掲げる総室、企画調整
部文化スポーツ局、商工労働部観光
交流局、出納局、人事委員会事務局、

報酬、賃金及び旅費に係る支出負
担行為に関する確認を行うこと(た
だし、福島県職員服務規程(昭和
五十二年福島県訓令第2号)第八
条第一号に規定する庶務システム
(以下単に「庶務システム」とい
う。)を利用して処理するものに
限る。)

労働委員会事務局、監査委員事務局、
議会事務局、教育庁の本庁に置かれ
る課及び福島県警察の警察本部に置
かれる課等の所管に属する事務並び
に福島県北地方振興局の所管区域
内に所在する公所の長の所管に属す
る事務に関する上欄に掲げる事務

に改め、

「四 支出負担行為に関する確認を行うこと」の下に「(ただし、庶務システムを利用
して処理するものを除く。)」を加える。
備考

- この表の規定にかかわらず、公所が廃止された場合の当該廃止された公所に
係る委任させる事務に係る知事が指定した事務については、会計管理者をして
知事が指定した出納員に委任させる。
- この表の規定にかかわらず、災害等により公所が当該公所の所在地を所管す
る福島県地方振興局の所管区域の外に一時的に移転した場合の当該公所に係る
委任させる事務については、会計管理者をして知事が指定した出納員に委任さ
せる。

(審査課)